

沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び沼田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年沼田市条例第8号。以下「手数料条例」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う法第6条第1項第1号の基準に係る技術的審査を受けた住宅にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う同法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。）の写し
- (3) 住宅である品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若し

くは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

（市長が不要と認める図書）

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第2号の住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前条第3号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（申請書等の提出部数）

第4条 省令第2条第1項の規定により市長に提出する申請書は、正本1部及び副本2部（第2条第1号に規定する適合証を添付したものにあつては、正本及び副本各1部）とし、それぞれに第2条に掲げる図書及び省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書（以下「添付図書」という。）を添えるものとする。

2 省令第8条の規定により市長に提出する申請書は、正本1部及び副本2部（法第6条第1項第1号の基準に係る部分以外の変更又は変更に係る第3条第1号に規定する適合証を添付した場合にあつては、正本及び副本各1部）とし、それぞれに添付図書のうち変更に係るものを添えるものとする。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、法第5条第1項から第3項までの規定により申請された長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号から第6号までに掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は法第6条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書（別記様式第1号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第8条第1項の変更の認定について準用する。

(工事完了報告書)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、工事完了報告書(別記様式第2号)に建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が作成した建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(取下げ届)

第7条 申請者は、省令第2条第2項又は第8条の申請書を提出した後、計画の認定を受けるまでの間に、当該長期優良住宅建築等計画の実施を取りやめた場合は、取下げ届(別記様式第3号)2部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたときは、取りやめ届(別記様式第4号)2部に省令第6条に規定する通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 市長は法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消したときは、認定計画実施者に対し、認定取消通知書(別記様式第5号)を交付するものとする。

(手数料の一部の納付を要しない図書)

第10条 手数料条例第2条第5項に規定する当該申請住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものは、第2条第1号に規定する図書とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。